

## 上越市選挙管理委員会告示 第17号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

上越市選挙管理委員会

委員長 池 田 明

- 候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時  
場 所 上越市木田1丁目1番3号  
上越市役所 木田第2庁舎3階 302会議室  
日 時 令和5年3月31日（金）午後5時30分